

○大阪府地方独立行政法人評価委員会条例

(平成16年 3 月30日大阪府条例第 2 号)

平成31年 4 月 1 日施行

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）

第11条第 2 項第 6 号及び第 4 項の規定に基づき、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の名称、所掌事務等、組織、運営並びに委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他評価委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 次の表の上欄に掲げる地方独立行政法人について法第11条第 1 項の規定によりそれぞれ置かれる評価委員会の名称は、同表の下欄に定めるとおりとする。

地方独立行政法人	名称
公立大学法人大阪	大阪府市公立大学法人大阪評価委員会
地方独立行政法人 大阪府立病院機構	大阪府地方独立行政法人 大阪府立病院機構評価委員会
地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所	大阪府市地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所評価委員会
地方独立行政法人 大阪産業技術研究所	大阪府市地方独立行政法人 大阪産業技術研究所評価委員会
地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所	大阪府地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所評価委員会

(所掌事務等)

第 3 条 評価委員会（大阪府市公立大学法人大阪評価委員会を除く。次項において同じ。）は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、法第28条第 1 項（同項第 2 号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する部分を除く。）の規定により知事が評価を行う場合における知事への意見の申述をつかさどる。

2 評価委員会は、前項の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

(組織)

第 4 条 評価委員会は、それぞれ委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第 5 条 評価委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、それぞれ専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第6条 評価委員会にそれぞれ委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 評価委員会に、必要に応じそれぞれ部会を置くことができる。

2 部会に属する委員等は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を評価委員会に報告する。

5 前条の規定にかかわらず、評価委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって評価委員会の決議とすることができる。

(報酬)

第9条 委員等の報酬の額は、日額9千8百円とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第10条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 前2項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

第11条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。